

新居浜工業高等専門学校名誉教授称号授与規程の運用に関する要項

平成 12 年 2 月 10 日要項第 1 号

第 1 規程第 2 条第 2 号に該当する者として当該学科主任が推薦しようとする場合は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本校教授として 7 年以上勤務した者で、教務主事、学生主事及び寮務主事のいずれかの職にあった者
- (2) ノーベル賞受賞者、文化勲章受賞者、学士院会員、文化功労者、学士院賞受賞者及び紫綬褒章受章者
- (3) 本校教授として 7 年以上勤務した者で、学科及び専攻科の創設期に特に功績があった者

第 2 規程第 3 条第 2 号に規定する「大学等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める修業年数 2 年以上の大学及び高等専門学校並びに外国の高等教育機関でこれに準ずるものをいう。

第 3 規程第 3 条第 2 号に規定する「相当する者」とは、国・地方公共団体等の研究機関における職務が、教育職員としての職務に直接役立つと認められ、それぞれ「教授相当職」又は「准教授相当職」と認められた者とする。認定に際し「教授相当職」と認められる地位について疑義があるときは、「准教授相当職」として認定するものとする。

第 4 規程第 3 条第 3 号に規定する「相当程度の規模を有する企業」とは、設立後 2 年以上経過し、かつ、資本金 1 億円以上で従業員 300 人以上の規模を有する企業(外国の企業を含む。)をいい、「管理職に相当する者」とは、その職務が教育職員としての職務に直接役立つと認められる者をいう。

第 5 この要項の運用に当たり疑義が生じた場合は、人事委員会に諮り、校長が決定する。

附 則

この要項は、平成 12 年 2 月 10 日から実施し、昭和 43 年 4 月 1 日以降本校を離職した者について適用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。